

交 運 甲 達 第 6 号
平成 2 1 年 5 月 2 9 日
〔 改正 平成 2 8 年 1 2 月 7 日 〕
交 運 甲 達 第 9 号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領の制定について

運転免許の効力の仮停止及び自動車等の運転の仮禁止については、運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領について（平成 1 9 年交運甲達第 1 1 号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、このたび道路交通法が改正され、悪質・危険運転者に対する欠格期間が延長されたこと等にかんがみ、運転免許の仮停止のより適正かつ厳格な運用を図るため、別添のとおり事務取扱要領を見直し、平成 2 1 年 6 月 1 日から実施することとしたので誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

主な改正点

- 1 第 7 の 1 中「法第 1 0 7 条の 5 第 9 項」を「法第 1 0 7 条の 5 第 1 0 項」に改める。
- 2 仮停止事案発生即報（別記様式第 1 号）事項に「④職業（勤務先）」「⑳不注意の程度」「㉑仮停止の日時」を加える。

別添

運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領

第1 目的

この要領は、運転免許（以下「免許」という。）の効力の仮停止及び自動車等の運転の仮禁止（以下「仮停止等」という。）に関する事務処理について、制度の趣旨に照らし、その迅速適正な処理を図ることを目的とする。

第2 対象事故事件の捜査

1 現場臨場

死亡事故事件については、仮停止等に該当する場合が多いので、死亡事故が発生した場合は、高速道路交通警察隊長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、隊長補佐又は交通課長以上の幹部を事故現場に臨場させて、事件の真相究明に努めること。

2 本処分に関する関係書類の作成

警察署長等は、実況見分等の結果によって、当該事故事件が仮停止等に相当する事案であると認めるときは、直ちに当該事故事件が迅速適正に処理されるよう必要な措置を講じ、おおむね事故発生後（交通事故の救護義務違反にあつては、被疑者の検挙後）48時間以内において、本処分に関する関係書類の作成が行われるようにすること。

3 免許事実の確認

仮停止等に相当する交通事故を起こした者の中には、故意に免許を受けていること又は免許内容を偽るものがあると思われるので、事故捜査に当たっては、必ず免許事実の確認を行うこと。

第3 事実の認定

1 違反行為に関する事実認定

仮停止等事案の多くは、非現認の事故事件であるから、違反行為に関する事実認定に当たっては、実況見分を入念に行うなどにより、事案の真相を的確に把握すること。

2 因果関係の究明

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第103条の2第1項第2号及び第3号は、一定の「違反行為をし、よつて交通事故を起こし」たことをその処分理由としており、違反行為が直接又は間接の原因となって交通事故が起きたこと、換言すれば違反行為と交通事故との間に何らかの因果関係が存在することを要件としているので、事実認定に当たってはこの関係の究明に努めること。

なお、この因果関係の究明を速やかに行うことが困難な事案については、仮停止等の処分は行わないものとする。

第4 処分の決定

1 報告、連絡

- (1) 警察署長等は、仮停止等をしようとするときは、あらかじめ運転免許課長に事案の概要及び処分を必要と認める理由を即報し、処分についての意見を聴いた上で処分を決定すること。

- (2) 運転免許課長は、仮停止等をしようとする者の住所地が他の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管轄区域内にある場合は、直ちに（１）の報告事項をその者の住所地を管轄する公安委員会に即報すること。
- (3) （１）及び（２）の即報は、別紙の仮停止等事案発生即報要領に基づき仮停止等事案発生即報（別記様式第１号）により行うものとする。

2 処分決定上の留意事項

- (1) 被害の程度又は責任の度合いが軽微で、明らかに軽い本処分に相当すると認められる事案については、仮停止等を行わず、速やかに本処分が行われるように手続をとること。
- (2) 仮停止等の処分事由に該当した者が負傷又は病気等のため、明らかに仮停止等の期間内に自動車等を運転することがないと認められる場合は、仮停止等を行わず、速やかに本処分が行われるように手続をとること。

第5 被処分者の運転車両に対する措置

- 1 仮停止等を受けることとなる者が運転していた車両を交通事故の現場から警察署その他の場所に移動する場合は、仮停止制度の趣旨に鑑み、その車両は当該処分を受けることとなる者以外の者に運転させること。
- 2 仮停止等を受けた者の運転していた車両は、運転資格を有する引取人が来るまでは、警察署その他の適当な場所に一時保管しておかなければならないので、あらかじめその保管場所について確保しておくこと。

第6 免許証等の保管及び返還

- 1 仮停止等を行った事案について、本処分が行われるまでの間における免許証、国際運転免許証及び外国運転免許証（以下「免許証等」という。）の保管は、運転免許課で行なうものとする。
- 2 福井県内を住所地としていた被処分者が、当該仮停止等の期間内に他の公安委員会が管轄する区域に住所を変更した場合（法第94条第1項の規定による住所変更に関する免許証の記載事項の変更届出があったとき又は国際運転免許証及び外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者から住所を変更した旨の通知があった場合）は、住所を変更した区域を管轄する公安委員会に処分移送通知書並びにその際における仮停止通知書又は仮禁止通知書及び当該処分を受けた者から提出を受けた免許証等を送付すること。
- 3 免許証等の提出を受けたときは、提出をした者に対して次のことを教示しておくこと。
 - (1) 仮停止等の期間内に本処分が行われなかった場合は、免許証等の返還は、前記1の場所で行うこと。
 - (2) 仮停止等の期間内に公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更した場合は、当該期間内に速やかに法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届出（国際運転免許証等を所持する者にあつては、仮禁止をした警察署長に対して住所を変更した旨の通知）をすべきこと及びその届出（通知）を怠ったときは、事案発生時の住所地の警察本部行政処分担当課で免許証等を返還すること。

第7 弁明の機会の供与

- 1 法第103条の2第2項（法第107条の5第10項において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の供与は、仮停止等の処分通知書によって行うこととしているが、当該処分通知の際には、重ねて弁明の機会のある旨を口頭で説明するとともに、併せて次の事項を教示しておくこと。
 - (1) 弁明は、特別な事情がない限り、警察署で行うこと。
 - (2) 弁明は、あらかじめ指定した日までの間に行うこと。ただし、特にやむを得ない事情があれば、弁明の日時を変更することができる。
 - (3) 弁明は、口頭による弁明に代えて弁明書を提出して行うことができる。
- 2 仮停止等を受けた者又はその代理人から口頭による弁明が行われたときは、警察署長等又は警察署長等が指名した巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する職務にあるその他の職員は、福井県道路交通法施行規則（昭和43年福井県公安委員会規則第1号）第44条で規定する弁明調書でその弁明を録取し、これを読み聞かせて誤りのないことを確認し、署名押印させること。
- 3 警察署長等は、弁明終了後速やかに弁明内容の審査を行い、仮停止等を行うことが適当でないと認めるときは、あらかじめ警察本部長の指示を受け、その処分を取り消すこと。この場合には、当該処分を受けた者に対し速やかにその旨を通知するとともに、提出されている免許証等を返還すること。

第8 仮停止通知書等の送付

- 1 仮停止等を行った警察署長等は、仮停止通知書又は仮禁止通知書及び当該処分を受けた者から提出を受けた免許証等（以下「仮停止通知書等」という。）を処分を受けた者の住所地を管轄する公安委員会に送付するときは、次によること。
 - (1) 送付先が福井県公安委員会である場合、仮停止通知書等と当該事案に係る本処分の関係書類を併せて送付すること。
 - (2) 被処分者の住所地が他の公安委員会の管轄内である場合、仮停止等事案に係る行政処分関係書類送付書（別記様式第2号）とともに関係書類を関係公安委員会宛てに直送すること。
- 2 仮停止通知書等の送付の留意事項
 - (1) 送付途中において、免許証等が紛失することのないよう必ず書留速達郵便等の確実な送付方法で行うこと。
 - (2) 送付手続は、仮停止等の決定をしたときからおおむね3日以内に行うこととし、送付先が他の公安委員会である場合は、原則として当該事案に係る本処分の意見の聴取期日の5日前までに到着するように送付すること。

なお、他の公安委員会に送付する場合において、所定の期日までに到着することが困難と認められる場合は、意見の聴取準備に必要な事項を別途電子メール等によって通報するなど便宜措置を講ずること。

第9 警察庁情報処理センターに対する登録手続

- 1 仮停止等をした警察署長等から第4の1による報告を受理した運転免許課長は、直ちに免許台帳（他都道府県の者については、関係都道府県警察に照会する。）によって、仮停止等を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号を確認し、当該事案について事故登録票を作成し、速やかに事故登録を行うこと。

2 事故登録に伴う警察庁情報処理センターからの点数通報を受理した場合に、仮停止等を受けた者の住所地が他の公安委員会の管轄区域内にあるときは、直ちにその者に係る点数通報書を他の行政処分関係書類とともに住所地を管轄する公安委員会に送付すること。

なお、急を要するときは、当該事案の事故登録が行われた直後に、その者について違反事実照会を行い、その回答に基づいて意見の聴取準備を行うようにすること。

第10 意見の聴取の期日及び場所の通知

仮停止等事案に係る本処分は、原則として意見の聴取該当事案となるので、仮停止等の期間内に本処分を行うためには、その期間内に意見の聴取が行われるようにする必要があり。そのため、意見の聴取の期日及び場所については、次により速やかに通知すること。

1 福井県公安委員会が意見の聴取を行う場合

(1) 県内で発生した仮停止事案

ア 運転免許課長は、第4の1による報告を受けた事案が意見の聴取該当事案であると認めるときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、当該報告をした警察署長等を通じ、被処分者に対し意見の聴取期日及び場所を通知すること。

イ 警察署長等は、意見の聴取通知依頼受書（別記様式第3号）を作成し、仮停止等の処分通知の際に併せて意見の聴取通知書（別記様式第4号）を交付して、意見の聴取の期日及び場所を通知し、被処分者から受領書を徴しておくこと。

(2) 県外で発生した仮停止等事案

ア 運転免許課長は、他府県警察から仮停止等事案の報告を受理した場合、事案が意見の聴取該当事案であると認めるときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、他府県警察に、被処分者に対し、意見の聴取通知書の交付と受領書を徴することを依頼すること。

イ 意見の聴取通知書及び受領書の様式は、依頼先の他府県警察の規定で定まっている様式とする。

2 他の公安委員会が意見の聴取を行う場合

(1) 運転免許課長は、他の公安委員会から被処分者に対して、意見の聴取通知書の交付方依頼があった場合は、仮停止等を行った警察署長等に対し、意見の聴取通知書交付方を指示すること。

(2) 指示を受けた警察署長等は、前記1の(1)と同じ要領で意見の聴取通知書を交付し、受領書を徴しておくこと。

(3) 警察署長等は、意見の聴取通知書の交付を行う場合は、所要の事項を記載し、公安委員会名欄に関係都道府県名を記載し、被処分者に交付すること。

なお、意見の聴取通知書は、警察署長等が他の公安委員会からの依頼を受けて交付するものであるため、必ず依頼を受けての交付である旨を記載して交付すること。

(4) 意見の聴取通知依頼書は、事務取扱者等を証明する文書及び意見の聴取通知書の受領書として、仮停止通知書と同時に関係公安委員会に送付すること。

(5) 仮停止等の処分事由に該当する事案が年末年始等の時期に発生し、仮停止等の期間内に意見の聴取を行うことができない場合であっても、その他の場合と同様仮停

止等の処分を行い、意見の聴取の期日及び場所も、処分の通知の際に併せて行うこと。この場合において、仮停止等の期間を経過したときは、免許証等は返還すること。

別紙

仮停止等事案発生即報要領

1 報告及び連絡要領

- (1) この即報は、発生した事案が仮停止等に該当する事案であるか否か、及び免許の取消し又は停止に該当する事案であるか否かの判断をするための資料となるものであるから、適確な判断ができる内容のものでなければならず、また事案の真相が誤りなく伝達できるものでなければならないことに注意すること。
- (2) 報告に当たっては、まず、事案の概要を第一報し、その後事案の真相が判明するに従い、逐次報告するようにすること。
- (3) 報告終了後、既に報告した内容に変更を来す新事実を発見したときは、速やかに追加又は訂正の報告をすること。

2 様式

別記様式第1号のとおり

3 記載要領

(1) 被処分者欄

① 本籍

都道府県名（外国人の場合は、国籍）のみを記載すること。

② 住所

事案発生時における被処分者の住所地を記載すること。

③ 氏名

被処分者の氏名及びふりがなを記載すること。

④ 職業

被処分者の職業、勤務先を記載すること。

⑤ 性別

該当する性別を○で囲むこと。

⑥ 生年月日

生年月日及び満年齢を記載すること。

⑦ 免許種別

該当欄の上部に○印を付すること。

⑧ 免許証

所持する免許証の免許証番号、交付年月日及び交付公安委員会名を記載すること。

⑨ 違反車両

事案発生時に運転していた車両の登録番号及び種類を記載するとともに、自家用、営業用の別について○印で囲むこと。

(2) 処分理由欄

⑩ 発生日時

事案発生日時を記入すること。

⑪ 発生場所

事案発生の場所及び路線名を記載すること。

⑫ 違反行為

事故原因となった違反行為名、当該違反行為に係る法の該当条項号及び罰条の該当条項号を記載すること。

⑬ 事故の形態

事故の形態を簡記すること。

(記載例)

- 車両相互の追越し時正面衝突
- 車両相互の右折時側面衝突
- 車両の単独転落
- 車両対人の対面通行中衝突
- 車両対人の交差点横断歩道横断中衝突

⑭ 事故原因となった違反行為の内容及び事故の概況

事故原因となった違反行為の内容と事故の概況を簡記すること。

なお、即報の時点では、添付書類がないため、事案の内容はこの欄の記載内容が仮停止等の適否を判断する上で唯一の資料となるので、事実（証拠）に基づいて違反行為と事故との相関関係を具体的に記載するほか、

ア 第1当事者が相手方を発見し、衝突（接触、追突）に至るまでの当事者の動静

イ 事故を回避するためにとった処置（又はとれなかった状況）

ウ 衝突（接触、追突）箇所等を簡記して事故の状況

を明確に表現すること。

(記載例)

例1 酒酔い運転による死亡事故

被処分者は、酒に酔い（呼気1リットルあたり0.5ミリグラム以上検知）、正常な運転ができないおそれがあることを知りながら、普通乗用車を運転し、前方に対する注意を欠いて進行（時速約50キロメートル）したため、進路の左側に同一方向に向けて駐車中の普通貨物自動車を直前で発見し、危険を感じ急ブレーキをかけたが及ばず、自動車のバンパー左側で駐車車両の後部に追突し、自車の助手席に乗っていた被害者を死亡させたものである。

例2 無免許運転による死亡事故

被処分者は、自己の免許では運転できない普通乗用車を運転して進行（時速約40キロメートル）中、道路右から横断中の歩行者を約15メートル先に発見し、一時停止すべくブレーキを踏もうとしたところ、ブレーキとアクセルを踏み違えたため、暴走し、慌ててハンドルを左に切ったが及ばず、自動車の右バンパーで被害者を跳ね飛ばし、死亡させたものである。

⑮ 被害者の氏名、性別

被害者の氏名及びふりがなを記載し、性別を○で囲むこと。

なお、被害者が多数ある場合は、主たる者1名について記載すること。

⑯ 被害者の生年月日、職業

被害者の生年月日、年齢及び職業を記載すること。

⑰ 被害者の住所

- 事故発生当時の被害者の住所を記載すること。
- ⑱ 被害者の状態
該当事項の□印に✓点を打つこと。
「その他」の場合には、（ ）内に具体的にその状態を記載すること。
(記載例)
路上作業中、路上遊戯中、屋内居住者等
- ⑲ 被害状況
当該事故による被害の項目別合計を記載すること。
- ⑳ 不注意の程度
不注意の程度は、重い、軽いの別について○印を付すること。また、過失の割合のパーセンテージを記載すること。
なお、不注意の程度の認定については、点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の制定について（平成21年交運甲達第4号）別表第1の不注意の程度の認定基準に基づいて行うこと。
- ㉑ 過去1年以内の行政処分歴
免許の停止等の処分の始期が、過去1年以内にあるものを全部記載すること。
- ㉒ 身柄措置
身柄の措置については、該当するものの□印に✓点を打ち、逮捕日時、釈放日時は、それぞれの日時を記入すること。送致時における身柄措置欄は、即報時において送致済みの場合、その身柄の有無について該当する□に✓点を打つこと。
- ㉓ 事故時免許証携帯の有無
事故時の免許証の携帯の有無について該当する□に✓点を打つこと。
- ㉔ 仮停止の日時
仮停止の日時を記載すること。
- ㉕ 仮停止の期間
仮停止の期間を記載すること。
- ㉖ 略図欄
事故現場見取り図を簡略に記載すること。ただし、他に作成した図面があれば代用可能とする。

(別記様式省略)